

業 務 番 号							
設計年度	令和7年度	下排水路土砂撤去業務委託（城町地区）  三原市城町一丁目					
施工月日	令和 年 月 日						
施工方法	委 託						
業務期間							
業 務 概 要				起 工 理 由			
汚泥処理工 V=10m3							

单独

仕 様 書

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、三原市城町一丁目 下排水路土砂撤去業務委託（城町地区）に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
  - ・ **土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**

※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

- ・ その他関連規格類

### 第2節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
  - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
  - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
  - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

### 第3節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

#### 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

#### 2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

### 3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

### 4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

### 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
  - ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
  - イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

### 6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

### 7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

### 8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

### 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付  
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認  
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管  
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認  
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

## 第2章 施工条件

### 第1節 工程

- 1 施工時期・時間の制限
- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 施工内容    | 汚泥処理運搬                          |
| 時期      | 全工事期間                           |
| 時間      | 調査職員・近隣町内会及び三原駅前商店街振興組合と調整すること。 |
| 施工方法・理由 | 店舗等の営業日、営業時間を考慮し、時期・時間を決定すること。  |

### 第2節 用地

- 1 現場の復旧  
原形復旧とする。

### 第3節 公害対策

- 1 事前・事後調査
- |      |   |
|------|---|
| 調査区分 | 事前・事後及び工事施工中も大きな被害がある旨の申し出を受けた場合、監督員と協議の上調査すること。<br>(設計変更の対象とする。) |
| 調査時期 | 施工前・施工中・施工後(1ヶ月以内)  |
| 調査内容 | 柱、屋根、壁、基礎、建具等の傾斜、損傷状況   |
| 範囲   | 監督員と協議するものとする   |

#### 第4節 安全対策

- 1 交通誘導警備員・警戒船・保安要員  
作業期間、交通誘導警備員を2（人／日）配置すること。

#### 第5節 建設副産物

- 1 建設発生土（搬出） （建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地） （指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。

また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 環境保全株式会社 広島県呉市郷原町2527番地391

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

#### 第6節 その他

- 1 工所用機資材の仮置き  
場所 受注者が責任をもって確保すること

### 第3章 工事保険等

- 1 工事保険等  
受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に参加しなければならない。また、加入した保険等については、保険証券の写し（保険以外の場合はそれに代わるもの）を監督員に提出すること。なお、加入に必要な保険料等は、設計で現場管理費に見込んでいる。
- 2 法定外の労災保険 の付保
  - (1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）を付保しなければならない。
  - (2) 受注者は、建設工事請負契約約款第54条（火災保険等）に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又なこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
  - (3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

### 第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

# 工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
道路維持		式		1	レベル1
道路清掃工		式		1	レベル2
排水施設清掃工		式		1	レベル3
側溝清掃(機械)		m3		10	レベル4
汚泥運搬処理		m3		10	レベル4
排水構造物工		式		1	レベル2
側溝工		式		1	レベル3
側溝蓋	【蓋版40kg/枚以下】	枚		24	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
水替工		式		1	レベル3
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		式		1	レベル4
**直接工事費**					
共通仮設費率分					
**共通仮設費計**					
**純工事費**					
現場管理費					



# 参考資料

下排水路土砂撤去業務委託（城町地区）

# 総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 59 三原市 00-07.05.01(0)		≪凡例≫ Co・・・コンクリート      As・・・アスファルト DT・・・ダンプトラック      BH・・・バックホウ CC・・・クローラクレーン      TC・・・トラッククレーン RTC・・・ラフテレーンクレーン
諸経費体系	1 公共(一般)		
	当世代	前世代	
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 ICT補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	13 道路維持工事 02 市街地(DID補正) 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0% 00 補正無し 03 補正しない		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

# 本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
道路維持					Y1G01 レベル1
	1	式			
道路清掃工					Y1G0119 レベル2
	1	式			
排水施設清掃工					Y1G011903 レベル3
	1	式			
側溝清掃(機械)					Y1G01190302 レベル4
	10	m3			
側溝清掃車運搬 運搬距離_51.0km超え63.0km以下					S1030031 00
	10	m3			単第0 -0001 表
汚泥運搬処理					Y4999 レベル4
	10	m3			
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
産業廃棄物処理費(再生処分費) 汚泥(浚渫土)					F9001 00
	10	m3			

# 本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
排水構造物工	1	式			Y1G0104 レベル2
側溝工	1	式			Y1G010403 レベル3
側溝蓋 【蓋版40kg/枚以下】	24	枚			Y1G01040314 レベル4
蓋版 材料別途 40≧重量	24	枚			SDT00017 00  単第0 -0003 表
再利用撤去 蓋版 コンクリート・鋼製_40kg/枚以下	24	枚			SDT00019 00  単第0 -0004 表
仮設工	1	式			Y1G0126 レベル2
水替工	1	式			Y1G012606 レベル3
ポンプ排水 【作業時排水】	2	日			Y1G01260601 レベル4
ポンプ運転 排水量 0以上40未満 (m3/h) 作業時排水	2	日			S1050031 00  単第0 -0005 表

# 本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
交通管理工	1	式			Y1G012621 レベル3
交通誘導警備員	4	人			Y1G01262101 レベル4
交通誘導警備員B	4	人			R0369 00
<b>**直接工事費**</b> #0020計=支給品等(材料), 無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報…… 対象額…… 率……					
<b>**共通仮設費計**</b>					
<b>**純工事費**</b>					
現場管理費 計算情報…… 対象額…… 率……					

# 本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
**工事原価**					
一般管理费率分 計算情報…… 対象額…… 率……					前払補正率…
一般管理費計					
**工事価格**					
**消費税相当額** 計算情報…… 対象額…… 率……					
**工事費計**					

# 施工単価表

側溝清掃車運搬

S1030031

単第0 -0001 表

運搬距離 51.0km超え63.0km以下

100

m3

当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
普通作業員	17.857	人			
機-19_側溝清掃車運転 ブロワ式 ホッパ容量9.0m3_風量40m3/min	17.857	日			単第0-0002 表 100/5.6
諸雑費	1	式			
*** 合計 ***	100	m3			
*** 単位当たり ***	1	m3			
A=7 運搬距離_51.0km超え63.0km以下					

# 施工単価表

機-19\_側溝清掃車運転  
ブロワ式

S9000083

単第0 -0002 表

ホッパ容量9.0m3 風量40m3/min

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
運転手(一般)	1.00	人			
軽油 パトロール給油, 2~4KL積載車給油	84.00	L			
側溝清掃車 ブロワ式 ホッパ容量9.0m3風量40m3/min	1.00	供用日			
諸雑費	1	式			
*** 単位当たり ***	1	日			
A=1      ホッパ容量9.0m3_風量40m3/min C=84      燃料消費量(L/日)			B=1      運転労務数量(人/日) D=1      機械損料数量(供用日/日)		



# 施工単価表

再利用撤去

SDT00019

単第0 -0004 表

蓋版 コンクリート・鋼製\_40kg/枚以下

1

枚 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
昼間_蓋版【手間のみ】 コンクリート・鋼製_40kg/枚以下 時間的制約なし	1.000	枚			
1枚当り		枚			
諸雑費	1	式			
*** 単位当たり ***	1	枚			
A=1 昼間施工 C=6 コンクリート・鋼製_40kg/枚以下 F=1 -			B=2 蓋版 D=1 時間的制約なし		

# 施工単価表

ポンプ運転

S1050031

単第0 -0005 表

排水量 0以上40未満 (m3/h)

作業時排水

1 日 当り

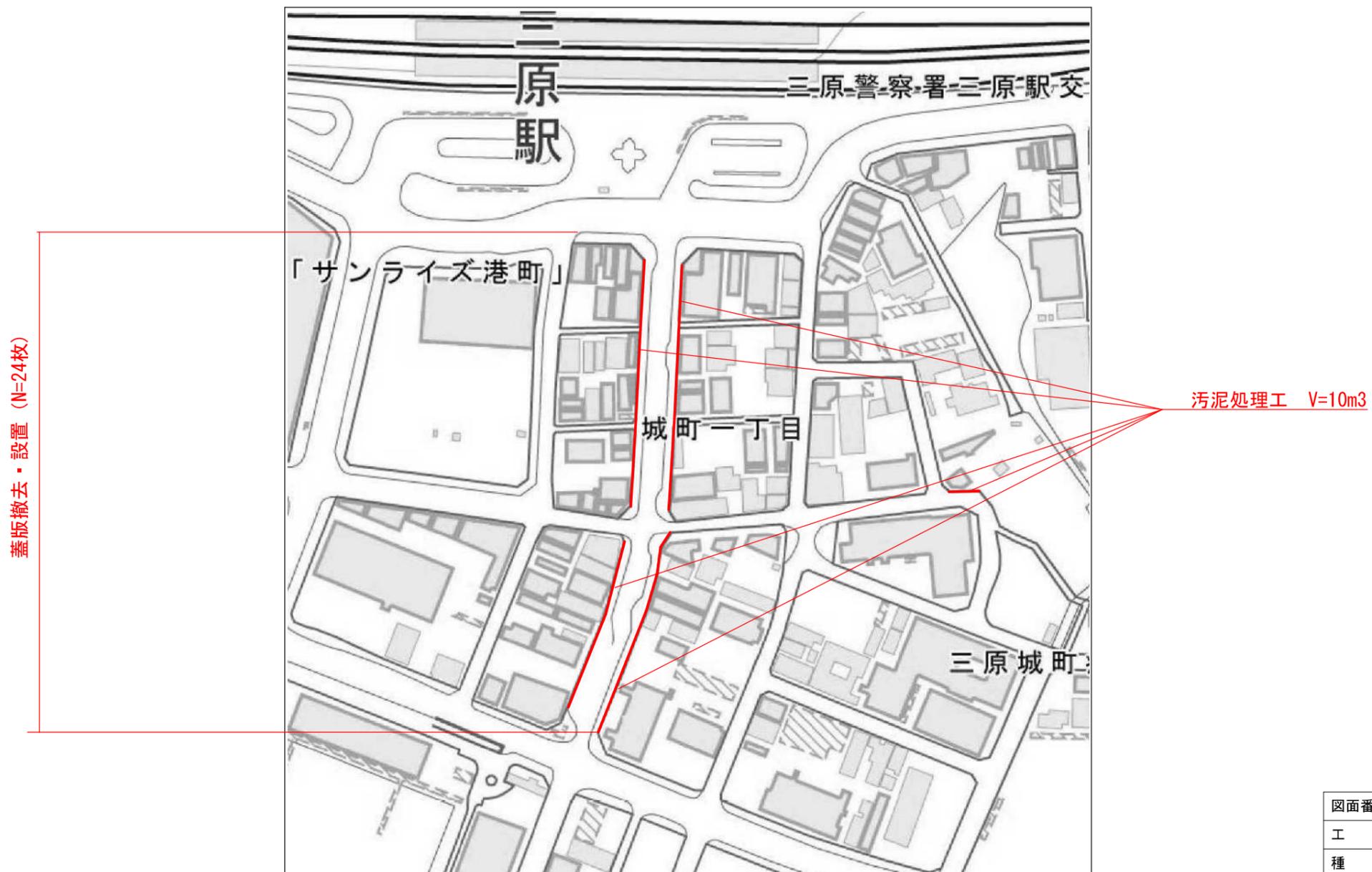
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
特殊作業員	0.140	人			
建設用ポンプ(水中ポンプ)運転 口径150mm, 揚程10m 7.5kw	1.000	日			単第0-0006 表
機-16_発動発電機運転 ディーゼル25kVA 排出ガス対策型2次基準	1.000	日			単第0-0007 表
諸雑費	3	%			#09
*** 単位当たり ***	1	日			
A=1 排水量 0以上40未満 (m3/h)			B=1 作業時排水		







平面図



図面番号	1/1	縮尺	-
工種	下排水路土砂撤去工		
種別	平面図	番号	1
路線名	市道城町25号線		
工事箇所	三原市城町一丁目		
三原市			

この図は、国土地理院地図を使用したものである。

# 位置図

(34.39897990086716, 133.0834739997441)



この図は、国土地理院地図を使用したものである。